## 港湾法の基本概念をもとにした現状の整理

木村 琢磨(千葉大学)

## ◇現行の港湾法の趣旨

港湾管理(広義)の主体としての港湾管理者(=港務局または地方公共団体)。

港湾管理(狭義)を港務局または地方公共団体に委ねる、という意味での分権的制度。ただし、地方分権(décentralisation territoriale)か 役務分権(décentralisation par service)か。

港湾管理(狭義)と港湾運営の峻別(平成23年改正)。

## ◇問題点

港湾管理(狭義)と港湾運営の主体の重層化。

港湾管理(狭義)と港湾運営の調整の問題。その手段としての基本方針・港湾計画など……。

ありうべき方向性として、港湾管理(狭義)の広域化、港湾管理(狭義)と港湾運営の主体の再編成、など。

港湾管理(広義)の外延の問題として、風力発電のための港湾利用の位置づけ、など。

港湾整備等における受益者負担のあり方。

\* 港湾に関する基本概念 (参考)

〈具体的な行為の例〉

〈行為の主体〉

民間企業によることも可能

港湾整備等 ……港湾施設の建設・改良・維持・復旧 など